

議案第100号

山陽小野田市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月9日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例

山陽小野田市小型自動車競走実施条例（平成17年山陽小野田市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第3条中「山陽小野田市山陽小型自動車競走場」を「法第6条の規定により設置された小型自動車競走場（以下「競走場」という。）」に改める。

第4条第1項中「小型自動車競走場」を「山陽小型自動車競走場」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「小型自動車競走場内」を「競走場内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第100号参考資料

山陽小野田市小型自動車競走実施条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用小型自動車競走場)</p> <p>第3条 市が行う小型自動車競走は、<u>法第6条の規定により設置された小型自動車競走場</u>（以下「競走場」という。）において開催する。</p> <p>(入場料)</p> <p>第4条 <u>山陽小型自動車競走場</u>の入場料は、普通入場料と特別入場料の2種とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>競走場内の秩序維持の措置</u>)</p> <p>第7条 市長は、<u>競走場内の秩序を維持し</u>、かつ、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため必要な措置を講ずることができる。</p>	<p>(使用小型自動車競走場)</p> <p>第3条 市が行う小型自動車競走は、<u>山陽小野田市山陽小型自動車競走場</u>において開催する。</p> <p>(入場料)</p> <p>第4条 <u>小型自動車競走場</u>の入場料は、普通入場料と特別入場料の2種とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>小型自動車競走場内の秩序維持の措置</u>)</p> <p>第7条 市長は、<u>小型自動車競走場内の秩序を維持し</u>、かつ、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため必要な措置を講ずることができる。</p>